

秋田県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）」の取扱いについて

株式会社 秋田銀行（頭取 新谷明弘）では、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえて新設される秋田県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）」の取扱いを開始します。

当行では、2月12日（水）より「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」を設置しているほか、3月2日（月）より「新型コロナウイルス対策支援ローン」の取扱いを開始しております。引続き新型コロナウイルス感染症により直接的・間接的に影響を受けられた中小企業および個人事業主の皆さまへの相談対応・金融支援に努めてまいります。

【 商品内容 】

名 称	経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）
対象となる お客さま	次の要件を満たす中小企業者 ○直近3か月間の受注高または売上高が、前年同期に比べて減少していること。 ※ 受注高または売上高について、当該直近3か月間の実績が確定していないときは、直近1か月間の実績とその後の2か月間を含む3か月間または直近2か月間の実績とその翌月を含む3か月間の見込みとすることができる。
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	最大5,000万円（経営安定資金通常枠8,000万円とは別枠）
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.35%（通常） 1.15%（セーフティネット4号認定の場合） 1.35%（セーフティネット5号認定の場合）
保証料率	0.35%～1.40%（通常） 0.68%（セーフティネット4号認定の場合） 0.56%（セーフティネット5号認定の場合）
取扱開始日	2020年3月9日（月）

（注） セーフティネット4号：指定地域において1年間以上継続して事業を行い、指定を受けた災害等の発生に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月期に比して20%以上減少することが見込まれる場合、認定を受けられる。

セーフティネット5号：指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少等の場合、認定を受けられる。

（以 上）